

従来より運用がされています、郵便バーコード記載に関して、改めて注意点を日本郵便株式会社東京支社より、促すお知らせがありましたので掲載致します。既に、各引き受け郵便局窓口にて指摘を受けた会員企業の皆様に於かれましても、ご参照いただき今後の運用にお役立て頂ければと存じます。

一般社団法人 日本メーリングサービス協会 メーリング委員会

バーコードが「窓枠内」にある場合の注意点

2018.10.18

日本郵便株式会社 東京支社

- 現在、郵便物を引き受ける際、より一層適正化を図るため、引受・通数検査を徹底しているところです。中でもバーコード割引を適用する郵便物について注意しています。
- バーコード割引の適用を受ける郵便物のバーコードが「窓枠内」にある場合の注意点をご案内いたしますので、適正なバーコード表示にご協力をお願いいたします。

1 余白の不合格事例

バーコード割引の適用を受ける郵便物を差し出していただく際、必ず「バーコード周囲の余白」を確認願います。

【窓枠付封筒の場合】



封筒を動かした際、宛名台紙も一緒に動く場合は、バーコードの位置をご確認願います。

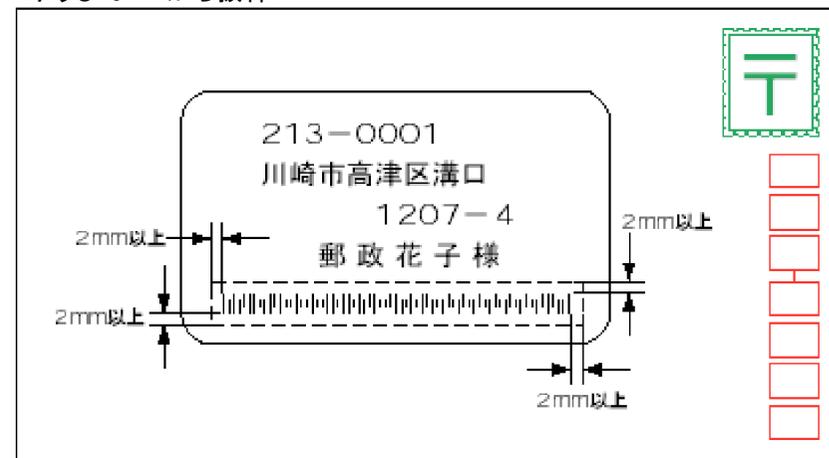


宛名台紙が動き、バーコードの余白が2mm以上確保できない場合
⇒ **「バーコード割引の適用外」と**なります
※ 見本では、宛名台紙が動き、バーコードが窓枠に隠れています

2 正しい余白の確保方法

窓枠内にあるバーコードは、宛名台紙のずれに関わらず、上下左右全てにバーコード周囲の余白が2mm以上確保できるように作成願います。

<ゆうびんHPから抜粋>



【内国郵便約款別記14(抜粋)】

カスタマバーコード印字付近の余白

カスタマバーコードの上下左右には、**2ミリメートル以上の空白を設ける**ものとします。また、窓付封筒に納入する内容物にカスタマバーコードを印刷する場合には、**封筒と内容物のずれにかかわらず、窓枠**